

漁船海難月報

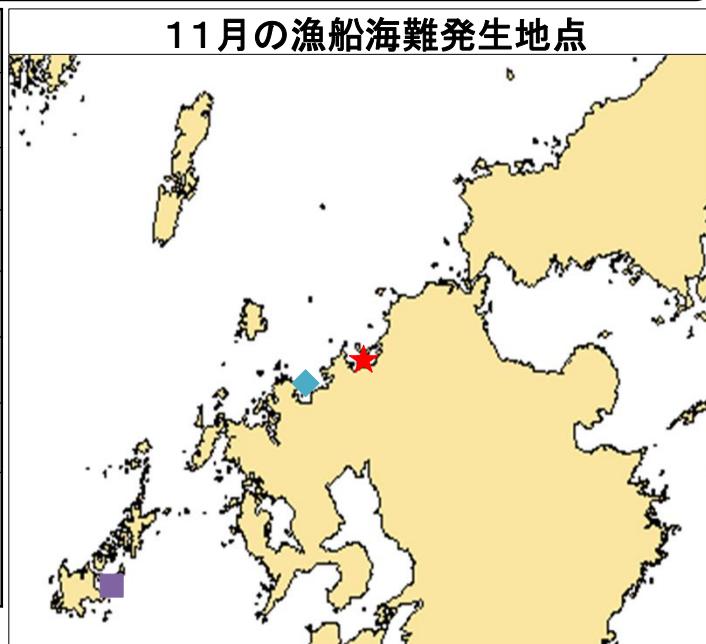
令和7年12月号 第七管区海上保安本部
第265号 交通部安全対策課 発行

令和7年11月発生
七管内漁船海難 3隻

令和7年11月末現在 累計 56隻
漁船海難発生隻数は前年に比べ ±0隻

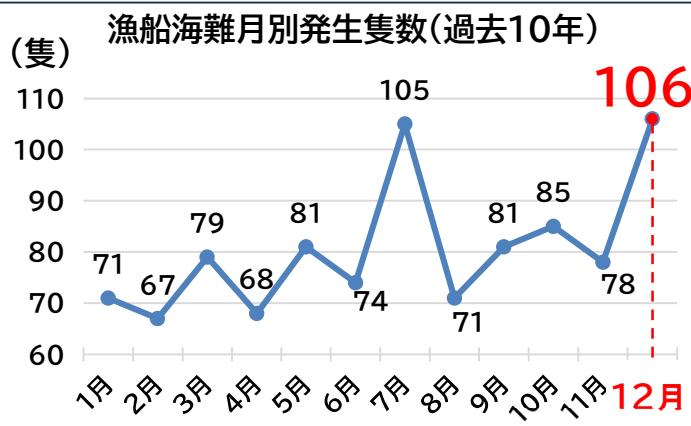
漁船海難隻数		(速報値)
衝突	★	1
運航不能 (推進器障害)	■	1
運航不能 (有人漂流)	◆	1
合計	3隻	56隻(56隻) ()は昨年同月
死者・行方不明者	1名	

県別内訳		
	11月	令和7年累計
山口県	0	10(7)
福岡県	1	12(6)
佐賀県	1	3(4)
長崎県	1	31(30)
大分県	0	0(9)
合計	3隻	56隻(56隻) ()は昨年同月



累計死者・行方不明者数 3名(令和7年11月末日現在)

過去10年統計
12月は月別で
最多



 12月は、漁船の事故が他の月より多く発生する傾向があります。
特に「衝突・乗揚」が多発していますので、十分に注意しましょう。 

①見張りの徹底

衝突・乗揚事故の原因の約6割は「見張り不十分」によるものです。
魚群探知機の使用時や投網作業時等、作業に没頭して見張りが疎かになります。
常時適切な見張りを励行し、衝突・乗揚事故を防ぎましょう。



②居眠りに注意

居眠り運航の多くは、操業後の帰港中や自動操舵使用中に発生しています。
もし、眠気を感じた時は、「窓を開けて換気」「体を動かす」などの対策を講じる他、
普段から十分睡眠をとり、睡眠不足が生じないように規則正しい生活習慣を心掛けましょう。



③自動操舵使用時は注意

自動操舵装置は、操船の負担を軽減し見張りに専念するためのもので、他船や障害物を避ける機能はありません。
自動操舵中、他の作業に没頭すれば、見張りが疎かになり、衝突・乗揚事故に繋がります。
自動操舵使用中であっても、常時適切な見張りを行いましょう。